

平成 25 年 9 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社ディーバ  
代表者名 代表取締役社長 森 川 徹 治  
( J A S D A Q ・ コード 3 8 3 6 )  
問合せ先  
役職・氏名 取締役財務担当 春 日 尚 義  
電話番号 03-5782-8600 (代表)

## 定款一部変更に関するお知らせ

平成 25 年 9 月 2 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 9 月 25 日開催予定の当社第 17 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、平成 25 年 7 月 16 日開催の取締役会において、持株会社制への移行を目的として「新設分割計画」を決議し、公表しておりますが、持株会社制への移行にともない当社グループのガバナンス強化のため、社外取締役の選任を予定しており、責任限定契約の締結並びに持株会社制でのグループ経営において全取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。なお、第 28 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、平成 25 年 7 月 16 日に公表しました「会社分割による持株会社体制への移行及び商号の変更並びに定款変更に関するお知らせ」の定款変更案とあわせ現行定款の変更の内容は別紙のとおりとなります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
(新設)  第28条～第44条 (条文省略)	<u>(取締役の責任免除)</u> 第 28 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役 (取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する 場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度 額を控除して得た額を限度として免除することができ る。 2 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に 該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締 結することができる。ただし、当該契約に基づく 賠償責任の限度額は、最低責任限度額とする。 第29条～第45条 (現行通り)

#### 3. 定款変更の日程

- (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 平成 25 年 9 月 25 日 (予定)  
(2) 定款変更の効力発生日 平成 25 年 9 月 25 日 (予定)

以 上

## 定款変更の内容

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社ディーバと称する。英文では、<u>DIVA CORPORATION</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ソフトウェア業務</li> <li>2. <u>情報処理に関する機械器具及びソフトウェアの輸出入・販売</u></li> <li>3. <u>連結経営担当者育成のための教育・研修ならびにコンサルタント</u></li> <li>4. <u>ソフトウェア・会計・税務・経営に関する研修会、セミナー等の開催</u></li> <li>5. <u>会計事務・税務事務の請負、アウトソーシング</u></li> <li>6. <u>人材紹介事業</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</li> <li>7. <u>前各号に付帯する一切の事業</u> (新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> </ol> <p>第28条～第44条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社アバントと称し、英文では、<u>AVANT CORPORATION</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社等の経営管理及びこれに付帯するまたは関連する業務を行うことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (現行通り)</li> <li>2. <u>情報通信システム・情報処理システムの企画、設計、開発、開発受託、販売、輸出入、賃貸、保守及び運用</u></li> <li>3. <u>企業に対する経営診断、業務分析・診断及び改善案の提案、教育・研修並びにその他経営に関する総合指導、コンサルティング</u></li> <li>4. <u>各種講座、催事、イベントの企画・開設、運営</u></li> <li>5. (現行通り)</li> <li>6. <u>労働者派遣事業及び有料職業紹介事業</u></li> <li>7. <u>通信販売事業</u></li> <li>8. <u>書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、製作及び販売、翻訳サービスの受託</u></li> <li>9. <u>情報処理システムによる数値解析及び計算業務の受託、データ入力及びデータ処理業の受託</u></li> <li>10. <u>情報処理サービス及び情報提供サービス業</u></li> <li>11. <u>前各号に関する教育、研修、養成及びコンサルティング業務</u></li> <li>12. <u>知的所有権(著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権、工業所有権、肖像権、版権、興行権)の取得、譲渡、利用、許諾、販売及び管理業務</u></li> <li>13. (現行通り)</li> <li>2. <u>前項に定めるもののほか、当社は、前項に定める会社等に対する経営指導及び知的財産権、利用許諾及び譲渡の業務、情報資産の維持、管理並びに労務及び経理等事務管理代行業、これらに付帯し、または関連する業務を営むことを目的とする。</u></li> <li>3. <u>前2項に定めるもののほか、当社は第1項に定める会社等の事業に関する金銭の貸付業務、資金調達業務、資金運用業務及びこれらの代行業務を営むことを目的とする。</u></li> </ol> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、最低責任限度額とする。</u></p> <p>第29条～第45条 (現行通り) 附 則 第1条 (商号) 及び第2条 (目的) の変更は、平成25年9月25日開催予定の当社定時株主総会において承認が得られること及び平成25年10月1日に当会社の単独新設分割の効力が生じることを条件として、平成25年10月1日に効力を生ずるものとする。なお、本附則は平成25年10月1日の経過をもって削除する。</p>